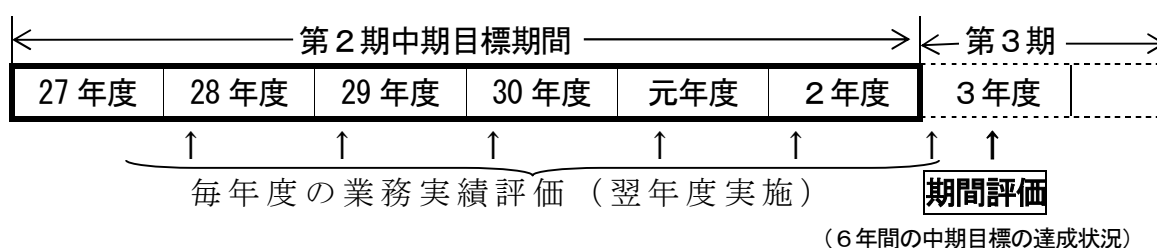


## 第2期中期目標期間における業務実績評価の実施方法について

地方独立行政法人法第78条の2第1項に基づき、以下のとおり、新潟県立大学の第2期中期目標期間における業務の実績に関する評価（以下「期間評価」という。）を行う。

### 1 評価対象期間

平成27年度から令和2年度（6年間）



### 2 期間評価の考え方（詳細は、「資料6-4 期間評価実施要領（案）」のとおりに）

法人からの業務実績報告を受け、これまでの各年度評価結果を踏まえて、大項目別に評価の上、全体評価を行う。

### 3 評価の流れ

- 2/12 R2年度第4回部会で期間評価の実施方法及び実施要領改正案を説明
- 6月末 法人が中期目標期間における業務実績報告書を提出
- 8月 R3年度第2回部会で法人から業務実績及び認証評価の結果説明、ヒアリング
- 9月 R3年度第3回部会で評価書案の最終審議  
→知事へ報告